

# 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 一部負担金等の免除について

標記震災等により被災された被保険者に対する一部負担金等免除は、**平成 24 年 10 月から標記原発事故に伴う避難指示等の対象者に限り実施しております。**

**(このたび、令和 6 年 2 月 29 日まで延長することとしました。)**

この免除の適用にあたっては、「**国民健康保険一部負担金等免除申請書**」を提出してください。

また、「**所得区分の判定を要する区域等**」(下表「一部負担金等の免除要件、適用期間」のとおり。)の被災者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した方を含みます。)については、**上位所得層の方**(※のとおり。)は対象外となりますのでご注意ください。

(当該区域の被災者に係る免除措置については、組合において必要な所得課税情報を取得し、所得区分の判定を行ったうえで決定します。)

なお、適用期間内において、医療機関等で一部負担金等を支払われた場合は、「**国民健康保険一部負担金等還付申請書**」を提出いただくことにより、組合から当該一部負担金等を還付いたします。

〔受診記録の確認を行ったうえで還付いたしますので、手続きに時間を要する場合があります。ご了承くださいませ〕  
すようお願いいたします。

## 一部負担金等の免除要件、適用期間

区 分		適用期間
原発事故に伴う警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の対象となっている場合(解除、再編された地域を含みます。ただし、以下の期間以降、「所得区分の判定を要する区域等」の方で上位所得層である場合(※)は、対象外となります。)		指示があった日から <b>令和 6 年 2 月 29 日まで</b>
	所得区分の判定を要する区域等	期間
ア	平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)	平成 26 年 10 月 1 日以降
イ	平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)	平成 27 年 10 月 1 日以降
ウ	平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)	平成 28 年 10 月 1 日以降
エ	平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)	平成 29 年 10 月 1 日以降
オ	令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)	令和 2 年 10 月 1 日以降
カ	令和 4 年度及び令和 5 年 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)	令和 5 年 10 月 1 日以降

ただし、「所得区分の判定を要する区域等」の方で、令和 4 年所得に係る所得区分の判定結果により、**上位所得層と判定された方**は次のとおりとなります。

- ・左表「ア」～「オ」の区域 **令和 5 年 7 月 31 日まで**
- ・左表「カ」の区域 **令和 5 年 9 月 30 日まで**

※ 被災者が属する世帯の被保険者の旧ただし書き所得(基礎控除後の所得額)の合算額が、600 万円を超える場合をいいます。

【既に免除期間が終了しているものは以下のとおりです。】

区 分	適用期間
震災により住家の全半壊(全半焼)又はこれに準ずる被災をした場合	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 9 月 30 日まで
震災により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合	
震災により主たる生計維持者の行方が不明である場合	
福島第一原発から 20 km~30 km 圏内(屋内退避区域)で、計画的避難区域、緊急時避難準備区域とされなかった区域(いわき市の一部、田村市の一部)	指示があった日から、 平成 23 年 6 月 30 日まで
震災により主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職し、現在収入がない場合	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 9 月 30 日まで

ご不明な点がある場合は、お電話にてお問い合わせください。(TEL03-5210-4384)

国民健康保険一部負担金等免除申請書

被保険者証 記号・番号		組合員氏名	
事業所名称			
区分	氏名	生年月日	住所
免除対象 として 申請する 被保険者		昭 令 平 年 月 日	
		昭 令 平 年 月 日	
		昭 令 平 年 月 日	
		昭 令 平 年 月 日	
		昭 令 平 年 月 日	
免除を 申請する 理由	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に指定されたため 被災時の住所について記入し、その住所が該当する区域等に○を記入してください。		
	被災時の住所（□にチェックしてください）		
	<input type="checkbox"/> 組合に届出している住所		
	<input type="checkbox"/> 下記住所		
	福島県 市・郡 町・村		
	( )	下記区域等以外	
	( )	ア 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等 (特定避難勧奨地点を含む)	
	( )	イ 平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等 (田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)	
( )	ウ 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域 (楢葉町の一部)		
( )	エ 平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等 (葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江 町の一部及び富岡町の一部)		
( )	オ 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等 (双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)		
( )	カ 令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 (葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)		
「ア」～「カ」のいずれかに該当する被災者については、所得区分により免除の対象外となることがあります。 当該区域の被災者に係る免除措置については、組合において個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携により 取得した所得課税情報を確認したうえで決定します。 なお、組合において所得課税情報が取得できないときは、所得課税証明書等の提出を依頼いたしますので、ご了承 ください。			
上記のとおり一部負担金等の免除を申請します。			
令和 年 月 日			
住所			
組合員 氏 名			
電話番号 ( ) -			
全国土木建築国民健康保険組合理事長 様			

## 国民健康保険一部負担金等還付申請書

組合員	被保険者証 記号・番号			氏名	
	住所				
事業所名称					
療養を受けた 被保険者	氏名		生年 月日	昭 令 平 年 月 日	
療養を受けた 保険医療 機関等	名称				
	所在地				
療養を受けた 期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	療養に対し、支払った 一部負担金等の額	円 左記療養期間中に支払った一部 負担金を記入し、療養を受けた 保険医療機関等の領収書を添付 してください。		
還付を申請する 理由	東日本大震災により 1 一部負担金等の免除等を受けられることを知らなかったため 2 免除証明書の交付を受けることが遅れたため 3 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口で免除証明書の提出ができなかったため 括弧内にその理由を具体的に記入してください。 ( )				
上記のとおり一部負担金等の還付を申請します。 なお、この申請書に基づく一部負担金等に関する受領方法については次のとおりとします。 1 私の下記口座に振込み願います。(直接組合から受領します。) 2 次の代理人に受領を委任します。 次の「代理人」欄に代理人氏名、住所等を記入してください。 なお、事業主に受領委任される場合、「振込先」欄は記入不要です。 令和 年 月 日 住所 組合員 氏 名 電話番号 ( ) - 全国土木建築国民健康保険組合理事長 様					
代理人	氏名		住所	〒 -	
	事業主に受領委任 される場合、事業 所名称、事業主氏 名のみ記入してく ださい。		電話番号	( ) -	
申請者との関係			1 自宅・2 携帯・3 その他 ( )		
振込先	金融機関名称		支店名称		コード
	預金種目		口座番号		口座名義(フリガナ)
	1 普通 (総合を含む) ・ 2 当座				( )

(注) 1 この申請書は、療養を受けた被保険者1人ごとに作成してください。

2 「還付を申請する理由」、「受領方法」、「預金種目」の各欄は、該当する番号を○で囲んでください。

3 保険医療機関等で支払った額のうち還付の対象となるのは、一部負担金のみです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額の免除措置は平成24年2月29日までで終了しています。)